

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（村井志朗君）

「白山市 歯と口腔の健康づくり推進条例」の制定についてお答えいたします。

国では平成 23 年に歯科口腔保健の推進に関する法律を制定し、石川県においても、日常生活において歯と口腔の健康を保つことは生活習慣病の予防という点においても重要な役割を果たしていることから、平成 26 年に石川県歯と口腔の健康づくり推進条例を制定いたしております。

本市におきましては、第 2 次白山市健康プランに基づき、妊娠期から乳幼児期及びその保護者も含めた歯科保健指導、成人期の歯周疾患検診や相談事業、また 6 月の歯の衛生週間におきましては、毎年 1,000 人規模の参加実績のあります歯の健診・相談を実施しております。歯と口腔の健康に関しましては、第 2 次白山市健康プランにおきまして重点施策として位置づけており、今後ともこの計画に基づき着実に推進することとしているため、現時点での条例制定までは考えておりません。

以上でございます。